

市政だより

おおむら

地方選挙
特集号



(大村市街の航空写真)

この一票あすの郷土の道しるべ

(県内統一標語)

ことしの3月1日から5月31日までの間に任期満了となる、県や市町村の議会の議員、知事および市町村長などの選挙が、全国的に統一地方選挙として行われます。

大村市においては、県議会議員選挙と、市議会議員選挙および市長選挙が行われることになっています。

県議会議員選挙	告示日	3月29日	投票日	4月10日
市議会議員選挙 市長選挙	告示日	4月14日	投票日	4月24日

不在者投票

活用しましょう

●こんなときは●

不在者投票は、投票日に投票所に行つて投票できない人のために、あらかじめ投票させる制度です。不在者投票を行うときは、一定の簡単な手続きが必要です。せっかく設けられた制度です。十分活用し、貴重な一票が無駄にならないようにしましょう。

不在者投票ができるとき

- ①投票区の区域外で職務または業務に従事であるとき
- ②やむを得ない用務または事故のため市外に旅行中または滞在中のとき
- ③病気、負傷、妊娠、老衰、身体の障害、産褥にあるため歩行が著しく困難であるとき
- ④県内の他市町村に転出し転出先の市町村に引続き居住中のとき。(県議選挙のみ)

不在者投票ができる期間

3月29日(火)～4月9日(土)
(土・日曜を含む)

県議選挙

市議・市長選挙

4月14日(木)～4月23日(土)
(土・日曜を含む)

投票用紙等の請求・投票時間
午前8時30分～午後5時
場所 選挙管理委員会事務局

重度の身体障害の人は

郵便投票のご利用を—
身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付を受けている人で、身体に重度の障害がある人は、その人の現在する場所での投票用紙に投票の記載をして、これを郵送することにより投票ができます。
この郵便による不在者投票をする人は、あらかじめ選挙管理委員会から郵便投票証明書の交付を受けることが必要

です。この証明書を添えて、投票用紙および投票用封筒の請求を、投票日の4日前までに選挙管理委員会にしてください。
証明書の交付を受けることができる障害の程度、交付手続き、投票方法など詳しいことが

選挙人名簿に登録

転入した人・新成人の人

選挙時登録

こんどの地方選挙に際して新たに選挙人名簿に登録される人は、次の通りです。

◎県議選挙

3月27日を基準日として資格者を調査します。
新たに大村市に転入届をした人

昭和57年12月27日までに転入届をした人で、昭和38年4月11日までに生まれた人
以前から大村市に住んでいる新成人の人

◎市議・市長選挙

4月12日を基準日として資格者を調査します。
新たに大村市に転入届をした人

昭和58年1月12日までに転入届をした人で、昭和38年4月25日までに生まれた人
以前から大村市に住んでいる新成人の人
昭和38年4月12日～38年4



とは、早目に選挙管理委員会にお尋ね下さい。
なお、証明書の有効期限は4年間です。有効期限が過ぎている人は、早目に交付手続きをして下さい。

選挙運動用ポスター

—掲示方法がわかります—

こんどの地方選挙から、候補者の選挙運動用のポスターは、選挙管理委員会が市内191カ所に設置する公営の「ポスター掲示場」でなければ、掲示することができないことになりました。

有権者の皆さんは、1カ所のポスター掲示場で、全候補者を知ることが出来ます。

なお、候補者がこのポスター掲示場以外の場所にポスターを掲示すると違法な掲示となり、処罰されることとなります。

選挙に関するお問合せは…

—選挙管理委員会へ—

☎④-3526(直通臨時)
③-4111(執務時間中)
内線 303・304

◎選挙人名簿に登録した人の書面を縦覧
月25日生まれの人。
県議選挙
3月29日(火)～4月2日(土)
市議・市長選挙
4月14日(木)～4月18日(月)
場所 選挙管理委員会事務局
◎学生の取り扱い
市外の大学などに入学し、その修学地に居住しているときは、たとえ大村市に住居登録していても、原則として、その人の住所は修学地の寮や下宿などの所在地にあるものとされています。したがって、

大村市の選挙人名簿には登録できず、大村市では投票できないこととなります。

投票所にはふだん着のまま

県議選挙 4月10日
市議、市長選挙 4月24日
投票時間 午前7時から午後6時まで



投票所入場券を
郵送します

投票所入場券は、県議選挙分については3月29日頃、市議、市長選挙分については4月14日頃、それぞれ郵便により、直接、皆さんへお届けします。

入場券が届かない人は、選挙管理委員会または各出張所にお問合せください。

なお、最近市内で住所の移動をされた人は、名簿の移しがえができない人もあります。

入場券を持って

投票所にお出かけのときは必ず投票所入場券を持参し、受付係に提出して下さい。

もし投票所入場券を紛失された人は、受付係に申し出て下さい。本人であることを確認し再交付します。

なお、投票所入場券に記載

された投票所であれば投票することができませんので、お出かけのときは入場券をよくお確かめ下さい。

投票の秘密は守られています

公職選挙法では、自由な投票ができるよう、投票の秘密をたてまえてあります。したがって、誰に投票したかは、本人以外は絶対わからないことになっています。

代理投票

身体障害や文盲のために投票用紙に候補者の氏名を自分で書けない人は、投票所で申し出て下さい。

代理投票（事務従事者が本人に代って書くこと）により投票することができます。

点字投票

視力に障害がある人で、点字で投票する人は、投票所で申し出て下さい。

県議選挙 県内転出者の投票の取り扱い

大村市の選挙人名簿に記載されている人は、長崎県内で

あれば他の市町村に転出されても、大村市選挙区の県議会議員選挙の投票ができます。次のことにご注意下さい。

◎投票日に投票する場合
転出先市町村長が発行する証明書（引続き県内に住所を有する旨の証明書）を、投票所で提示して下さい。

証明書の提示がないときは投票することができません。



◎不在者投票をする場合

投票日に投票所に行けない人は不在者投票をすることができます。

この不在者投票は、大村市または転出先市町村のどちらかです。この場合も転出先市町村長が発行する証明書の提出が必要です。

詳しいことは選挙管理委員会にお尋ね下さい。

◎市議・市長選挙の場合
県内外の他の市町村に転出された人は、大村市の選挙人名簿に記載されていても投票することはできません。

選挙公報

市長選挙においては、候補者の政見や経歴などを掲載した選挙公報を1回発行します。各家庭へは4月17日頃に町務連絡員を通じて配布します。もし届かない家庭があらましたら、選挙管理委員会または各出張所にご連絡下さい。

市長選挙 立会演説会

市民会館 4月19日(火) 午後7時30分
竹松小体育館 4月20日(水) 午後7時30分

※立会演説会参加届をした候補者

開票
今回の地方選挙の開票は、選挙会の事務に合せて次の通り行います。開票を参観されるときは、選挙会の事務に支障がないようご協力をお願いします。

県議選挙 4月10日(日) 午後7時30分
市民体育館

市議・市長選挙 4月24日(日) 午後7時30分
市民体育館

貴重な一票をムダにしないために

“候補者の氏名だけをハッキリと

公職選挙法では、無効投票となるものを7項目定めています。この中で特に多いのが、白紙投票、候補者でない者の氏名を書いたもの、雑事とか記号を書いたもの、候補者の氏名のほかに余分なことを書いたものなどです。

せっかく投票所に出かけて投票したものが、無効投票となってしまうのは、投票しなかったのと同じ結果になります。貴重な一票をムダにしないために、「投票用紙には候補者の氏名だけをハッキリ」と書きましよう。

一票の価値

を自覚しましょう

私たちの願いは
政治や行政の中で
実現されます

私たちは、満20歳になると選挙権が与えられ、選挙によって政治に参加することができま

す。私たちは、日々生活している中で、誰でも、それぞれの生活が豊かになることを願っています。

また、一人ひとりの生活が豊かになるとともに、私たちを取りまく社会環境が一層よくなつてほしいと願っています。この願いは、政治や行政によって実現されます。

**選挙は
私たちが政治や行政
に参加する機会です**

このような私たちの願いを反映させるしくみとしては、国会がありまた地方自治があります。この国会や県、市町村の行政に私たちが直接参加し、それぞれの考えを表明す

るただ一つの機会が選挙なのです。

私たちは、自分たちの生活や社会について不満をいだく

とき、選挙のもつ意義をもつと自覚しなければなりません。

私たちは、それぞれの願いを、選挙における一票に託して

います。その一票の力はたとえ小さくても、長い目で見て、私たちの住んでいる社会

を良くしていくための一票であることを信じる必要があります。

私たちの代表者の良し悪しは、私たち自身の政治に対する意識によつてきま

ります。

高い意識をもつた選挙人の中から、優れた代表者が生まれます。この意味で、まず私たち自身が、政治や社会を見つめる高い意識を養っていかなければなりません。

**日頃から「選挙道義」
を身につけよう**

さらに私たちが真剣に良い代表者を選ぶうとしても、選挙に買収、供応などの不正があれば、私たちの真の代表者

を選ぶことが困難となります。選挙の腐敗をなくし、

明るい選挙を実現するために、何よりも重要なことは、選挙の

真の主役である私たち一人ひとりが、選挙道義を身につけ

清い一票の価値を十分に自覚することが大切なことです。

明るい選挙推進大会

大崎市明るい選挙推進協

議会と選挙管理委員会では、

こんどの地方選挙を「きれ

いな選挙、明るい選挙」に

するための推進大会を開催

します。

3月19日(土)

午後1時30分

「コミュニケーション

センター

ご存じですか 選挙運動のあらまし

選挙運動と
は、特定の選
挙について、
特定の候補者
の当選を目的
として、投票
を得または得
させるために、
直接または間
接に、必要か
つ有利な行為
をいうものと
されています。
つまり、当然のことながら、特定の候補者の当選を最終目的とするものです。

事前運動の禁止

選挙運動ができるのは、立候補届をすませたときから投票日の前日までです。したがって、立候補届出前の選挙運動はいわゆる事前運動としていつさい禁止されます。しかし、純粋な立候補や選挙運動の準備行為は手続的な行為ですから、これにとどまる限りは許されています。

選挙運動の方法

候補者は、選挙人に対して

自分もつている政見や主義主張を強力に訴え、あるいは自分を認識させる必要がありますが、これが選挙運動です。選挙運動は、公職選挙法により、その制限を受けることとなりますが大別すると、文書図画と言論によるものに分かれます。



文書図画によりすることができ
る選挙運動

・選挙用通常葉書の頒布

・新聞広告掲載

・選挙運動用ポスターの掲示

・選挙事務所、選挙運動用自動車(船舶)、個人演説会場などに使用するポスター

立札、看板、ちようちんの類

などがありますが、一定の規制にしたがったものでなければなりません。

言論によりすることができ
る選挙運動

個人演説会、街頭演説、幕間演説、連呼行為などがあ

り、これも一定の規制にした

がったものでなければなら

りません。

このほか、個々面接や電話

による選挙運動があります。

地方自治とは...

地方自治とは、その地方に関すること(を)を、そこに住む人たちが、自分たちの意思と責任で処理するという、地方政治のやり方のことをいいます。

具体的にいうと、地方公

共団体(県や市町村)の問題

については、国の手によ

らず、そこに住む人たちが

選挙で選んだ代表者で構成

される地方議会(県や市町

村の議会)によつて政治の

やり方を決定し、首長(知

事や市町村長)がこれを実

施するという制度です。

私たちは、まず最も身近

かな県や市の行政によつて

民主主義の目を養い、さら

に国の政治にも目を広げて

いくことが大切です。